「指定生活介護事業　ふれあい福祉園ガイア」

重要事項説明書

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

１　サービスを提供する事業者

事業者の名称	社会福祉法人　ダブルエッチジェー
法人所在地	愛知県半田市椎ノ木町一丁目８番の１
電 話 番 号	0566-48-3980
代 表 者 名	理事長　竹内　涼
法人設立年月	平成９年７月10日

２　利用施設

事業所の種類	指定生活介護事業所	平成24年４月１日指定
事業所の名称	ふれあい福祉園ガイア　（事業所番号　2313200012）	
事業所の所在地	愛知県碧南市中山町1-7	
連　絡　先	電話番号　0566-48-3980	
	FAX 番号　0566-46-9352	
管理者氏名	吉野　ユミ	
サービス管理責任者	配置あり	
サービスの実施地域	碧南市及びその近郊市町村	
主たる対象者	特定なし	
利用定員	40人	
事業所開設年月	平成16年７月１日(旧知的障害者通所更生施設として)	

３　サービスの目的・運営方針

目　　的	障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、事業所通所により給食、介護サービスや訓練、創作活動、生産活動等を行い、心のリフレッシュを図ると共に自らの精神的パワーを向上できるための支援を行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな生活介護サービスの提供。

４　サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構　　造	鉄筋コンクリート造　　2階建　（耐火建築物）
	延べ床面積	662.3㎡
	利用定員	40人
敷　地　面　積		1208.03㎡

(2) 主な設備

居室の種類	室　数	面　積	一人当り面積	備　　考
食　堂	1室	69㎡	1.7㎡	食堂テーブル、椅子
洗面所	4カ所			
便　所	7室	73㎡		男子3、女子4
作業室	2室	154㎡	3.85㎡	さをり織機、テーブル等
更衣室	2室	7.7㎡		男子1、女子1
浴　室	1室	16.9㎡		機械浴槽1
医務室	1室	14㎡		ベット1
相談室	1室	13㎡		テーブル、椅子
静養室	1室	22.8㎡		布団等

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

５　サービス提供職員の設置状況

職　種	員数	区　分				常勤換算後の職員	保有資格
		常　勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
管理者	1		1			0.4	介護福祉士１名
ｻｰﾋﾞｽ管理責任者	1	1				1.0	介護福祉士１名
生活支援員	18	7		8	3	12.4	社会福祉士１名 介護福祉士３名
調理員	2				2	0.6	
栄養士							
医　師	1				1	0.1	
看護職員	2			2		0.9	
その他 （音楽療法）							

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職員を配置しています。

※常勤換算とは…　職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間（例：週40時間）で除した数です。

（ア）　各職種の勤務体系

職　種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）兼務で勤務
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
生活支援員（常勤）	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
生活支援員（非常勤）	（10：00～16：00）（9：30～16：30）など週 40 時間以内
調理員	正規の勤務時間帯（9：00～16：00）非常勤で勤務
医　師	基本第３木曜日（13：00～15：00）が診察日　（月１回）
看護職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）非常勤で兼務

（イ）　営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日（12 月 29 日～1 月 3 日までを除く）
（※祝日の一部は営業の場合があります。その場合、当該月の前日までにご案内させていただきます。）
営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
サービス提供時間：午前 9 時から午後 4 時
（※要望によっては、午後 4 時以降の提供も行います）

６　サービス提供の内容

（1）　介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	・当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 ＜相談窓口＞ サービス管理責任者
訓　練	・生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。 （日常生活訓練・社会適応訓練等）
介　護	・利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。
事業所外支援	・常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、５日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月２回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	・日常生活上必要なバイタルチェックや投薬、その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。 ・緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ＜当施設の嘱託医師＞ 氏　名：茂木仁志（もぎ内科クリニック） 診察日：毎月　1　回　（基本第 3 木曜日）
創作的活動	・創作的活動の機会を提供します。（創作活動等）

生産活動	・生産活動の機会を提供します。 ① 軽作業 ② 手芸製品の作成・販売 ③ お菓子の製造・販売 〈本人支給金の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を本人支給金として、生産活動に従事している利用者に支払います。
日中活動の支援	・自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて支援します。 ・利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援します。 ・社会経済活動に参加できるようにするため心身の状況に応じて支援します。 ・利用者が自立して社会生活を営むことができるよう、作業活動を行います。
余暇活動の支援	・将来、地域において潤いのある質の高い生活を送ることができるための支援をします。
地域生活への移行支援	・利用者が地域で生活できるよう、外出、買い物、自活訓練等の活用等心身の特性に応じた適切な支援を行います。 ・利用者の、地域生活への移行について、関係職員が定期的に検討します。

（2）介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
食事サービス（Ａ）	・利用者の希望に添った献立表を立て、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ＜食事時間＞　12：00～13：00
教養娯楽・レクリエーション・行事等（Ｂ）	・当事業所では、必要な教養娯楽施設を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・クラブ活動、音楽療法、その他日常生活を活発化するためのレクリエーションを実施します。 ・月１回の季節の行事や外出行事等を提供します。
社会生活上の便宜の供与等（Ｃ）	・行政機関に対する手続が必要な場合には、施設が代行し、利用者及び家族に報告いたします。
その他日常生活上必要となる支援（Ｄ）	・利用者の希望により、日用品等の購入の斡旋、代行等についても行います。

（3）　利用者の選定により提供するサービス内容

特別な食事（Ｅ）	・利用者のご希望により特別な食事を提供します。
その他（Ｆ）	・入浴サービス等

※利用者の選定によるサービスは、別途費用（実費）を頂きます。

（4） その他

サービス提供記録の保管	契約の終了後契約書に定める期間保管します。
サービス提供期間の閲覧	土・日を除く毎日 8 時 30 分から 17 時 30 分。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1 枚につき 10 円いただきます。

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

7 利用料金

（1） 介護給付費対象サービス内容の利用料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

（2） 介護給付費対象外サービス内容の利用料金

以下については、料金（実費等）をいただきます。

項 目	金 額
A.食 事（基本的な昼食 1 食）	1 食 650 円 （※食材料費 350 円） ※低所得者の軽減措置が適用される方は、食材料費のみの負担となります。
B.教養娯楽・行事等	実 費
C.社会生活上の便宜の供与等	実 費
D.その他日常生活上必要となる諸費用	実 費

※1. 利用料に定める「A.食事」については別表 1 に該当する場合、月あたりの負担額が軽減されます。

※2. 食事が不要な場合には、2 日前までにお申し出ください。2 日前までに申し出があった際には、重要事項説明書 7. 利用料に定める「A.食費」に係る自己負担額は不要となった日数分いただきません。

※3. 給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※4. その他社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

【別表 1】

＜定率負担・実費負担の軽減措置の対象者（世帯）＞

① 生活保護…生活保護受給世帯

② 低所得 1…市町村民税非課税であって障害者又は障害児の保護者の収入が 80 万円以下であるもの

③ 低所得 2…市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの

（3） 利用者の選択により提供するサービス利用料金

特別な食事（E）	実費
その他（F）	入浴その他のサービスについては実費をいただきます。

(4) 利用者負担の上限管理

支給決定時に利用者負担上限額を超える見込みがあるとして市町村が認定した場合は、利用者負担の上限管理を行います。

(5) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の当日午前 10 時までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料（給食費の実費相当額）１日あたり	650 円

(6) 利用料金の支払方法

前記利用料金は、サービス利用月末に締め、1 ヶ月毎に計算し、翌月の 10 日までに請求いたします。請求月の 25 日までに、現金にてお支払いください。

８　苦情等申立先

(1) 要望・苦情等申立先

当施設ご利用相談窓口	・窓口担当者　管理者：吉野ユミ ・ご利用期間　8：30～17：30（土曜・日曜、年末年始を除く） ・電話番号　0566-48-3980 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ・苦情受付箱を設置しておきますのでご利用ください。
受給者証に記載の市町村介護給付費担当課	碧南市役所　0566-46-3311　西尾市役所　0563-56-2111 高浜市役所　0566-52-1111　刈谷市役所　0566-23-1111 半田市役所　0569-21-3111　安城市役所　0566-76-1111 知立市役所　0566-83-1111　武豊町役場　0569-72-1111 受付時間　各市町村開所時間
愛知県社会福祉協議会（運営適正化委員会）	・所在地　名古屋市東区白壁一丁目 50 番地 ・電話番号　052-212-5515

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	・窓口担当者　管理者：吉野ユミ ・ご利用期間　8：30～17：30（土曜・日曜、年末年始を除く） ・電話番号　0566-48-3980 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。

９　第三者委員

第三者委員	三枝寿也　［所属］碧南ｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰ 常務理事 0566-41-3703
	藤牧　実　［所属］社会福祉法人 WHJ　監事　0569-29-1787

１０　協力医療機関

医療機関の名称	もぎ内科クリニック
医院長名	茂木仁志
所在地	愛知県碧南市中山町 1-25
電話番号	0566-46-6660
入院設備	なし

診療科	内科、小児科、神経内科、リハビリテーション科

１１　非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ふれあい福祉園ガイア　消防計画」により、対応いたします。
平常時の訓練	別途定める「ふれあい福祉園ガイア　消防計画」にのっとり年 4 回昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災訓練	・自動火災報知器　あり　・防火扉　あり ・誘導灯　あり　・スプリンクラー設備　あり ・ガス漏れ報知器　あり　・非常通報装置　あり ・非常用電源　あり
消防計画等	消防署への届出日：平成 16 年 9 月 22 日 防火責任者：選任あり
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：AIU 保険会社 加入保険内容：賠償責任保険

１２　当施設ご利用の際に留意いただく事項

喫煙	喫煙は決められた場所でお願いします。喫煙コーナー以外は、全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。

１３　緊急時等における対応方法

（１）利用者に対するサービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、愛知県、当該市町村、利用者の家族等に連絡を行い、また管理者等の下記連絡先へ報告しなければならない。

① 事業所　0566-48-3980
② 管理者　070-6660-4599
③ 主　任　080-4140-2504

（２）事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

（３）事業所は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

１４　提供するサービスの第三者評価の実施状況

（１）　実施の有無　　【有】
（２）　実地した直近の年月日　【令和 6 年 11 月 18 日】
（３）　実地した評価機関名称　【株式会社中部評価センター】